

# 湖南省新型コロナウイルス感染症基本的対応方針（第1版）

令和2年4月8日

湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和元年11月ごろから中華人民共和国の武漢市を中心に流行しはじめた新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）は、令和2年に入って世界的流行（パンデミック）を引き起こし、わが国においても感染者が増加、令和2年4月7日には内閣総理大臣により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた。宣言の期間は5月6日まで、対象となる区域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県とされるが、滋賀県内ではほぼすべての感染者の接触歴を積極的疫学調査で確認できており、湖南省内において感染者は確認されていない。

本市では、こうした状況を受け、法定の対策本部を設置するとともに、対応方針を定めることで、新型コロナウイルス感染症から市民の生命と健康を守り、生活や経済への影響を小さくすることに努める。

## 1 新型コロナウイルス対策の目的と基本的戦略

世界的にまん延し、多くの人々の生命や健康を脅かすとともに、世界経済全体に大きなマイナスの影響を与えている新型コロナウイルスが国内でもまん延し、滋賀県においても感染者が確認されている。市内では感染者が確認されていないものの、特效薬やワクチンは未開発である。長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまう（医療崩壊）ことを念頭に起きながら、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する」と「市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを主たる目的とし、国、県、他の市町村、関係機関等と連携協力し、民間、市民の協力を得ながら対策を講じる。

## 2 具体的な対策

「湖南省新型インフルエンザ等対策行動計画」ならびに湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部の決定等に基づき、以下の具体的な対策を行う。

### （1）実施体制

内閣総理大臣により、新型インフルエンザ等対策基本法第32条第1項に定める「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が令和2年4月7日17時43分から行われ、4月8日0時から効果を生じたことから、本市においても法第34条第1項に定める市町村対策本部として、湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。市対策本部では、市内の新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

### （2）事業者や住民への適切な方法による情報提供

新型コロナウイルス感染症対策は国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県の方針や民間事業者の動向に関する情報の収集を積極的に行うとともに、必要に応じて、法第36条第4項の規定に基づく滋賀県対策本部長（知事）に対する情報提供、法第36条第5項に基づく関係機関に対する報告・資料提出を求め、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。また、受取手に応じた情報提供のため、市タウンメール、市ホームページを含めた多様な媒体を用いる。誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。情報提供にあたっては、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。この際、患者等の人権にも配慮する。

### （3）予防・まん延防止対策

予防・まん延防止対策は、医療崩壊を防ぐために不可欠な対策であり、広く事業者や市民の協力が必要とされる。

手洗い、うがい、咳エチケット、マスクの着用等、感染予防対策の啓発を継続する。不要不急の外出および特定都道府県（7都府県）への往来の自粛や、不要な買占め、売り惜しみ等、国や県の要請を啓発する。

市役所においては、引き続き全職員がマスク着用での勤務を継続し、感染防止に努める。市役所職員のうち、緊急事態宣言の対象地域から通勤する職員については、内閣総理大臣から「みだりに外出しないよう」に要請があったことから、テレワークへの移行を促進するとともに、体制が確立するまでは時差出勤などの措置を推奨する。また、引き続き不特定多数が出席する会議は原則中止または延期する。市役所職員が罹患したときには、「職員感染時等の対応基準」（令和2年3月4日市対策本部決定）に基づき対処する。

市内小中学校では、4月8日に感染予防措置を施したうえで、入学式、始業式を行ったが、9日以降についても、学校の出入口への消毒液設置、登校前の体温測定、教室の換気やマスク着用、児童生徒間距離の確保、咳エチケット等の徹底、大声で話さないなどの感染予防措置を施したうえで、授業を行う。なお、保護者の判断で児童生徒の登校を取り止めた場合は欠席とせず、「出席停止」扱いとする。

市内で感染者が確認されたときは、その翌日から全ての市内小中学校を臨時休校措置とする。休校の期間は、感染者の確認状況を考慮して市長と教育長による臨時総合教育会議により決定し、保護者に通知する。

臨時休校措置を行うときは、小学校での児童の預かりを行う。預かりの対象児童は、子の監護に欠ける（日中ひとりで家庭に置いておくことができない）児童で、1年生から4年生に限定する。5年生、6年生児童でやむを得ず預かりを必要とする場合に限り、学校長の判断により預かりを実施するものとする。預かり児童に対しては給食を実施する。

市三役および市職員の地域行事等への参加については、濃厚接触が予想される場合

は、引き続き、原則不参加とする。

滋賀県の要請に基づく不要不急の外出や7都府県への移動の自粛要請については、社会的距離の重要性の周知とともに、市ホームページやタウンメール等を通じて、市民に対して実践するように促すものとする。

市民が「密閉、密集、密接」とされる三密状態とならないよう、事業・イベントの中止または延期の要請期間を5月6日まで延長する。

とともに、市の貸館施設についても5月6日まで原則貸出しを停止する。

不特定多数者が多数集まる入札については、できるだけ郵便等による執行を行う。

#### (4) 市民生活および経済の安定確保

新型コロナウイルス感染症のまん延期における多重災害時の避難場所の施設利用について、三密の回避対策を検討する。

窓口業務は、感染防止措置を行ったうえで通常通りとするも、対応職員の制限や受付場所の設定を検討する。東庁舎と西庁舎の運用についても検討する。

緊急経済対策としての臨時給付金の支給については、国の補正予算の成立を見据え、窓口を整備し適切に対応する準備を行う。

新型コロナウイルス感染症により経営に悪影響が生じている湖南市内の中小企業が信用保証協会によるセーフ的ネット保証をはじめとする政府や県の支援策の利用について、積極的に支援を行う。また、市独自の対策として、年度末までに申し込んだ事業者に対する信用保証料の助成ならびにセーフティネット保証により金融機関から融資を受けた事業者に対する3年間の利子補給を行う。

市内循環バス（めぐるくん）の運行は通常通りとするも、定期的な消毒と換気を行うとともに、運転手と乗客の間に仕切りをする。また、学生の乗降者の多い時間帯の増便を検討する。

市立保育園、認定こども園、学童保育所における保育は、感染防止措置を行ったうえで、通常通りとする。

子ども家庭総合センター、子育て支援センター、ぞうさん教室は、感染防止措置を行ったうえで、通常通りとする。

地域の通いの場については、高齢者や基礎疾患のある人が集まることから、引き続き行わないこととする。あわせて、対象者に対するフレイル対策を適切に講じる。

乳幼児健診や各種集団検診は、感染防止措置を行ったうえで実施する。

浄苑の利用は通常通りとするも、対応職員の制限や受付場所の設定を検討する。

消毒用アルコールが入手困難になっていることを受け、事業所向けに消毒液を配布する。

### 3 状況の推移に伴う対応

本市で新型コロナウイルスへの感染者が確認されたとき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域が拡大されて本市が特定市町村となったときには、本対応方針を見

直すとともに、政府の緊急経済対策の内容を注視し、交付金を活用しながら、機動的かつ効果的に対応を行うものとする。